

## 第4次男女共同参画基本計画策定に当たって の基本的な考え方（素案）【案】

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

# 本 編

## 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### <目標>

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図るとは国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

特に、近年、SNSなどのインターネットを經由した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春等、女性に対する暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要がある。

また、子供、高齢者、障害者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることを十分に配慮し、これらの被害者の支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠であるとともに、とりわけ、配偶者からの暴力においては、被害者のみならずその子供にも悪影響を与えることを考慮する必要がある。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会風土の醸成等根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をはじめとする関係法令の近年の改正内容等の周知徹底及び厳正な執行に努め、配偶者からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

### <施策の基本的方向と具体的な取組>

#### 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

##### (1) 施策の基本的方向

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等で相互の尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。このため、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、さらなる官民連携強化等により被害者に対する効果的な支援のさらなる拡充を図る。

##### (2) 具体的な取組

- ① 官民が連携した広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢者に対する広報・啓発を充実する。
- ② ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係

者に対する研修の充実を図る。

- ③ 女性に対する暴力に関する理解を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図る。
- ④ 電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、相談番号の周知や相談しやすくするための工夫、夜間・休祭日における相談対応の実施などの方策を検討する。
- ⑤ 関係行政機関相互の連携を強化するとともに、被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。
- ⑥ 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。
- ⑦ 重大事件等の暴力被害に対する必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、的確に対応する。
- ⑧ 女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。

## 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

### (1) 施策の基本的方向

配偶者からの暴力の被害者に対する支援等に当たっては、その中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種取組を効果的に実施する。

被害者支援については、相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正により生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、この法律が準用することとされたことを踏まえて、この改正内容の国民への周知を徹底させる。とりわけ、若年層に対する予防啓発を充実する。

### (2) 具体的な取組

- ① 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。
- ② 市町村における取組促進のため、現場ニーズに即した研修を実施するとともに、二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。また、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を引き続き促進する。
- ③ 改正後の配偶者暴力防止法の適正な運用に資するため、改正法施行後の実態、とりわ

け、交際相手(改正法により法の対象となった生活の本拠を共にする交際相手のみならず、それ以外の交際相手も含む)からの暴力の実態及び保護命令制度の現状並びにそれを取り巻く状況を分析し、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。

- ④ 被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続き、同居する子供の就学その他被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。
- ⑤ 被害者繰り返される暴力の中でPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱えることが多いことから、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行うよう努める。
- ⑥ 加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、その在り方について検討する。
- ⑦ 配偶者及び交際相手からのストーカー行為が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への適正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。

### 3 ストーカー行為への対策の推進

#### (1) 施策の基本的方向

ストーカー事案については、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある行為である。

被害者等の安全確保を最優先とした措置を講じるとともに、被害者が早期に相談することができる体制を整備し、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行うための取組を推進する。

#### (2) 具体的な取組

- ① ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)の改正により、連続して電子メールを送信する行為の規制、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援が規定されたことをはじめとする新たな動きを踏まえ、ストーカー行為等に厳正に対処するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。

### 4 性犯罪への対策の推進

#### (1) 施策の基本的方向

性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体

制の整備及び被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制整備を図るとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。また、法制度の見直しを含め、性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。

## (2) 具体的な取組

- ① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、性犯罪被害者支援に係る関係部局や民間支援団体間の連携を促進する。
- ② 急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、産婦人科医をはじめとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。
- ③ 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間支援員の活用を促進する。
- ④ 二次的被害防止の観点から被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。
- ⑤ 性犯罪に対して一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、捜査体制の充実を図る。
- ⑥ 強姦罪の見直し(非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等)など性犯罪に関する罰則の在り方を検討し、その結果を踏まえて、法制度改正を含む必要な措置を講ずる。

## 5 子供に対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

### (1) 施策の基本的方向

身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、子供に対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子供の一生に拭いがたい影響を与えないよう、子供が必要な相談・支援を受けられる体制整備を図る。

また、子供が必要な相談・支援を受けられる体制の整備に資するため、子供に対する性的な暴力被害の実態を的確に把握する。

### (2) 具体的な取組

- ① 学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要

な施策を実施する。

- ② 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。
- ③ 改正された児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）及び第二次児童ポルノ排除総合対策に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の実施、インターネット上の流通・閲覧防止対策の推進等総合的な対策を推進する。
- ④ 出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を介した児童買春などの防止のため、関係業界による自主的取組と連携した対策を推進する。
- ⑤ 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。
- ⑥ 子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実を図る。

## 6 売買春への対策の推進

### (1) 施策の基本的方向

性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。

### (2) 具体的な取組

- ① 売買春に関わる女性に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進するとともに、総合的な支援の充実を図る。
- ② 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。
- ③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。
- ④ 若年層を主体とする売買春を誘発するおそれのある行為に係る実態把握を推進するとともに違法行為に対する厳正な対処を図る。

## 7 人身取引対策の推進

### (1) 施策の基本的方向

被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引について、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について効果的な取組を促進する。

## (2) 具体的な取組

平成 26 年 12 月に策定された「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、人身取引の発生状況など実態把握の徹底、入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止、人身取引被害者の認知の推進、取締りの徹底等による人身取引の撲滅、人身取引被害者の保護・支援、国際的取組への参画や広報啓発活動による国民の理解と協力の確保等の取組を関係行政機関及び民間団体等と連携し推進する。

## 8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

### (1) 施策の基本的方向

セクシュアルハラスメントには性的な関係の強要や必要なく身体に触れるなど性的な行動のみならず、性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報を意図的に流布するなど性的な内容の発言も含まれるところであり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法に基づき企業に対する指導等を徹底するとともに、教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等においても、被害の実態を把握し、効果的な被害防止対策を講ずる。

セクシュアルハラスメントの行為者に対して厳正に対処し、再発防止策を講じるとともに、被害者の精神的ケアを強化する。

### (2) 具体的な取組

- ① セクシュアルハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知、非正規雇用労働者も含めた相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。あわせて、セクシュアルハラスメントによって精神疾患等を発病した場合について、労働災害に当たる場合があることの周知徹底を図る。
- ② 教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育の実施、被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。
- ③ セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、カウンセリングを含めた再発防止対策の在り方を検討する。

## 9 メディアにおける性・暴力表現への対応

### (1) 施策の基本的方向

女性をもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現



は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性に対する人権侵害となるものもある。

こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等により、発信主体が社会一般に拡大していることに加え、一度流通したコンテンツの削除が非常に困難になっているという状況を踏まえた対策を推進する。

## (2) 具体的な取組

- ① 女性をもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から広報啓発を行うとともに、メディアリテラシー向上のための取組を推進する。
- ② 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号。以下「リベンジポルノ法」という。）により、いわゆるリベンジポルノ行為を行った者に対する処罰等が規定されたこと及び児童ポルノ法の改正により自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者に対する処罰等が規定されたことなどを踏まえ、実態把握や適正な取締りを推進するとともに、法施行後の実態やそれを取り巻く状況を分析し、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。
- ③ インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。
- ④ メディア産業の性・暴力表現について、DVDやインターネット上での取扱いを含め、自主規制等の取組を促進する。

**参考資料**  
**(3次計画の達成状況・評価)**

## 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### <主な施策・効果>

#### 【計画期間中に実施した主な施策】

##### (女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり)

- 平成 13 年から毎年、11 月 12 日から 25 日までの間「女性に対する暴力をなくす運動」を実施。(内閣府)
- 若年層における女性に対する暴力の予防啓発教材として『人と人とのよりよい関係をつくるために～交際相手とのすてきな関係をつくっていくには～』を作成し、予防啓発教育・学習に関する情報提供や助言を実施。(内閣府)
- 電話を掛けた者が希望する地域の相談窓口の電話番号を自動音声で答える「DV 被害者のための相談機関電話番号案内サービス(DV相談ナビ:24時間・365日対応)」を運営。(内閣府)
- ストーカー事案や配偶者からの暴力事案の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を実施。(警察庁)
- 平成 24 年度に少年院における矯正教育プログラム(非行性)を開発し、平成 25 年度に集中的・専門的な指導を行う重点指導施設を定めて実施、平成 26 年度以降は各少年院における指導体制充実強化のため、指導職員の育成等を実施。(法務省)
- 平成 25 年度に「性犯罪被害者支援に関する調査研究」を実施し、平成 26 年6月に報告書を公表。(内閣府)
- 平成 23 年度に「男女間における暴力に関する調査」を実施し、平成 24 年4月に報告書を公表。(内閣府)

##### (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進)

- 平成 25 年6月に配偶者暴力防止法が改正されたことを踏まえ、基本方針を一部改正。(内閣府、法務省、厚生労働省、警察庁)
- 支援センター長や支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員等を対象とした研修(女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業)を実施。(内閣府)
- 「配偶者からの暴力 相談の手引」、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」、「配偶者からの暴力被害者の自立支援スタートアップマニュアル」を作成。(内閣府)
- ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の危険性の判定を行う「危険性判断チェック票」等を導入。(警察庁)

### (性犯罪への対策の推進)

- 平成 24 年7月に、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会が「『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～」を取りまとめ。(内閣府)
- 平成 26 年度から「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施し、地方公共団体における性犯罪被害者等の総合支援に関する取組を支援。(内閣府)
- 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営の手引～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～」を作成。(内閣府)
- 平成 22 年性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的として、性犯罪被害を受けた被害者が心身の治療、民間支援員等による支援、警察官による事情聴取等を一か所で受けられる「ワンストップ支援センター」をモデル事業として開設。(警察庁)

### (子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進)

- 毎年 11 月、児童虐待防止推進月間を実施し、広報ポスター等を地方自治体等に配布することにより、性的虐待を含む児童虐待について広報・啓発を実施。(厚生労働省)
- 犯罪対策閣僚会議において、「第二次児童ポルノ排除総合対策」(平成 25 年 5 月 28 日決定)を策定。(内閣府)
- 平成 26 年6月 15 日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律が一部改正され、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設。(法務省)
- 平成 24 年度から年2回、事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。(経済産業省)

### (売買春への対策の推進)

- 人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、啓発活動を実施。(法務省)
- 毎年 11 月に行われている、「女性に対する暴力をなくす運動」において、売買春を含む女性に対する暴力を根絶するため、ポスターやリーフレットを作成・配布するとともに、内閣府ホームページに掲載。(内閣府)

### (人身取引対策の推進)

- 人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、啓発活動を実施。(法務省)
- 毎年6月、「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施し、不法就労防止のための啓発活動を関係省庁、関係団体と連携し実施。(入国管理局)

### (セクシュアルハラスメント防止対策の推進)

- 事業主のセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及びセクハラ指針の内容について、平成 25 年 12 月の改正内容を含め、周知・啓発を実施。(厚生労働省)
- 毎年 12 月 4 日～10 日を「国家公務員セクシュアルハラスメント防止週間」と定め、シンポジウムや講演会等を開催。(人事院)

### (メディアにおける性・暴力表現への対応)

- 図書館・公民館等公共施設をフィールドとして、自分でインターネット等各種メディアのリテラシーを向上させる学習コンテンツ、利用環境の検証を実施。(総務省)
- インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護等に対して周知するため、有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成。(文部科学省)

### 【主な政策効果】

- 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合(内閣府)
  - 計画策定時(平成 21 年)「平手で打つ」 58.4%  
「なぐるふりをして、おどす」 52.5%
  - 最新値(平成 27 年 3 月)
    - 「平手で打つ」 66.5%
    - 「なぐるふりをして、おどす」 58.2%
- 配偶者暴力防止法の認知度(内閣府)
  - 計画策定時(平成 21 年) 76.1%
  - 最新値(平成 27 年 3 月) 81.1%
- 配偶者からの暴力相談窓口の周知度(内閣府)
  - 計画策定時(平成 21 年) 29%
  - 最新値(平成 27 年 3 月) 32.4%
- 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数(内閣府)
  - 計画策定時(平成 22 年) 21 か所
  - 最新値(平成 27 年 3 月) 74 か所
- 性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センターの数(内閣府)
  - 計画策定時(平成 22 年) 22 都道府県
  - 最新値(平成 26 年 12 月) 20 都道府県

## <評価と問題点>

### (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進)

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(「配偶者暴力防止法」(平成 26 年1月施行)の改正により「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」についても同法が準用されたことを踏まえて、とりわけ、交際相手からの暴力(デートDV)について、運用状況のフォローアップや今後の取組の検討が必要。
- ストーカーについては、現在、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」の中の一項目となっているが、ストーカー行為等の規制等に関する法律(「ストーカー規制法」)の改正(平成 25 年 10 月全面施行)や、ストーカー総合対策を取りまとめるための関係省庁からなる会議での検討状況など、近年の新たな取組を踏まえて、新たな重要項目として検討を進めることが必要。

### (性犯罪への対策の推進)

- 性犯罪に関する罰則の強化等について、法務省の有識者検討会における検討状況を踏まえ、記述の検討が必要。
- ワンストップ支援センターの設置をはじめとする、性犯罪被害者の総合支援の進捗を踏まえた取組の検討が必要。

### (子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進)

- LINEやFacebookなどのSNSを通じた、とりわけ若年層を対象とする暴力の社会問題化、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(「リベンジポルノ法」(平成 26 年 12 月全面施行))の成立を踏まえた検討が必要。

### (メディアにおける性・暴力表現への対応)

- 改正された児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 26 年7月施行 注)において、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者に対する処罰等が規定されたことなどを踏まえた取組の検討が必要。  
注)児童ポルノの所持等を処罰する改正法第7条1項については、施行日から1年間適用されない。

### (その他)

- 加害者更生についての社会的関心の高まりを踏まえた取組の検討が必要。